



埼玉県報

第 2 5 5 9 号
平成 2 6 年 1 月 1 4 日
火 曜 日

目 次

告示

- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)

告 示

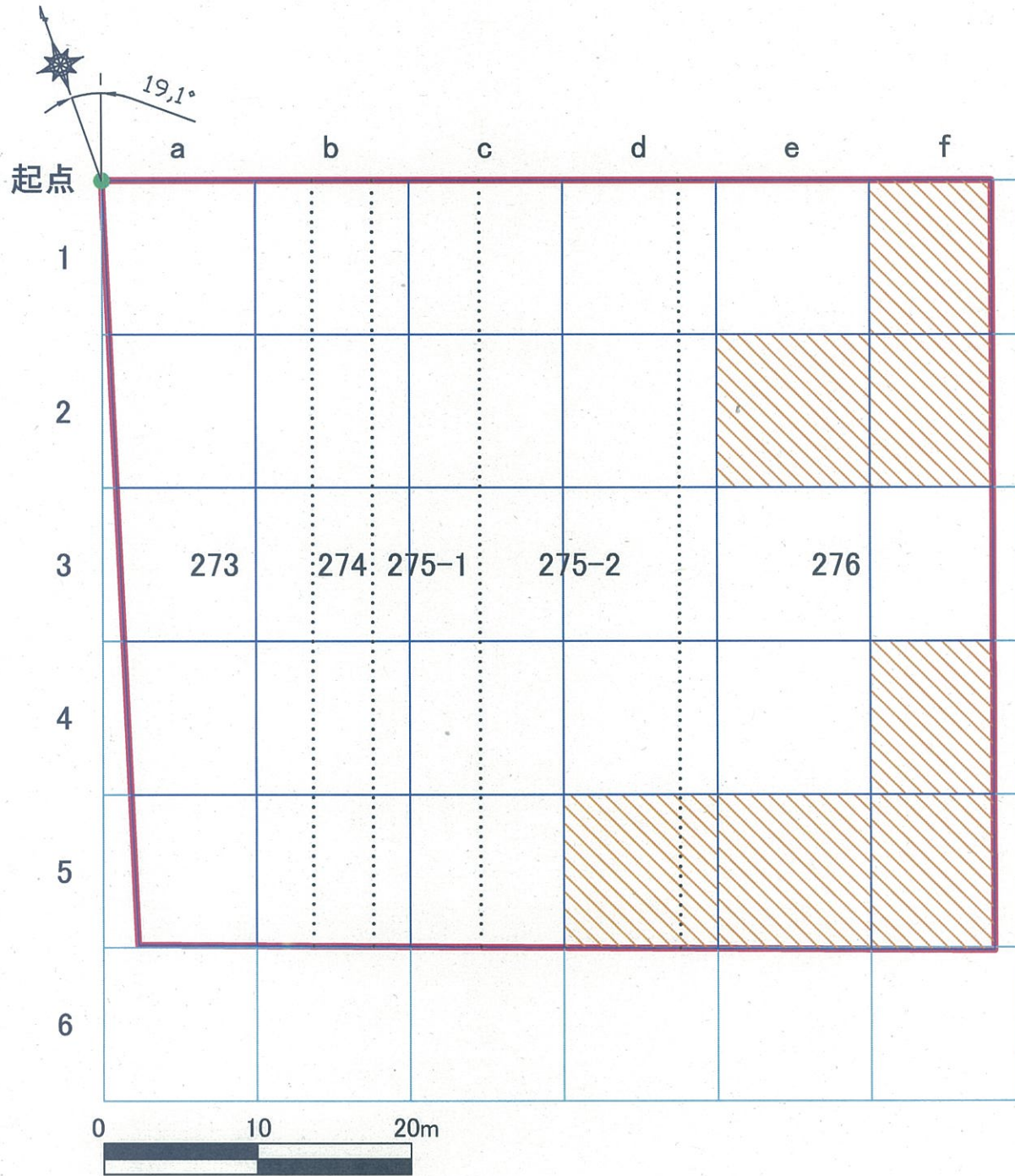
埼玉県告示第四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年一月十四日





埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県三郷市栄四丁目二百七十五番二の一部及び二百七十六番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



※調査範囲の最北端(三郷市栄4丁目273の最北端)を起点とし、起点から東西及び南北方向に10m間隔で引いた線により格子状に調査範囲を区画(単位区画)します。なお、単位区画の数を最小にするために起点を支点として右回りに格子の線を19.1度回転します。

< 凡例 >

-  調査範囲
-  10m格子
-  単位区画
-  形質変更時要届出区域

告 示

埼玉県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
----	-----	-----

理事	岡 村 幸四郎	埼玉県川口市大字東内野五百二十八番地の十
----	---------	----------------------

告 示

埼玉県告示第四十五号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

一 許可番号

平成二十五年十二月二十日

指令熊建セ第〇八二四〇〇〇二二号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月二十七日

熊建セ第二百七十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字下平五千九百十七番一、五千九百十七番四、五千九百十七番五、字平原五千五百九十一番、五千五百九十二番一、五千五百九十二番三、五千五百九十三番、五千五百九十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県市原市五井五千九百四十五番地の一
陽品運輸倉庫株式会社 代表取締役 鈴木 輝之